

小川村

第2次男女共同参画基本計画

令和6年度～令和15年度

令和6年3月



## 第 1 章 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法の第 2 条には、「男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」としています。

近年の社会情勢は、少子・高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化、人々の価値観の多様化など、私たちの生活に大きく影響を及ぼしています。このような社会に対応していくため、魅力ある豊かな地域づくり、安心して生活できる社会の構築が求められています。

このような状況の中で、村民・地域・行政が互いを尊重し、認め合い、手を携えあいながら、村づくり・地域づくりを進め、持続可能な地域社会を築いていくために、男女が性別に関係なく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮でき、ともに自立し魅力ある豊かな生活が送れる男女共同参画社会の実現は、ますますその必要性、重要性が増してきています。

小川村においても、この基本法の理念に則るとともに、21世紀初頭を展望し、新たな視点に立って、小川村における男女共同参画社会を実現するための総合的な計画を策定するものです。

## 第2章 計画策定の背景

### 1. 世界の動き

世界における男女共同参画社会形成の動きは、国連が昭和50年(1975年)に「国際婦人年」と定め、女性の地位向上に関する取り組みから始まっています。

「世界女性会議」では昭和51年(1976)から昭和60年(1985)までを「国際婦人10年」と定め各国の取るべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択され、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が本格的に始まりました。

平成27年(2015)には、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、ジェンダー平等を含む17の目標が2030年までに取り組む『持続可能な開発目標』(SDGs)として国連サミットで採択されました。

### 2. 日本の動き

この採択を受けて、昭和52年(1977)に「国内行動計画」が策定され、昭和60年(1985)に「男女雇用機会均等法」の制定、「国民年金法」改正などの男女平等に関する法律、制度面の整備が大きく進み、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、昭和62年(1987)にはナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けて新国内行動計画」が策定されました。

平成6年(1994)には、総理府(後に内閣府)に男女共同参画室と男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置されるなど、推進体制が整備されました。

平成7年(1995)北京で開催された第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」が採択されたことを受けて、平成8年(1996)12月に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

また、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため平成11年(1999)4月1日に「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改正が行われました。同年6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために「男女共同参画社会基本法」が成立・施行され、男女共同参画社会の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけられています。

そして、平成12年(2000)12月に、平成22年(2010)までを見通した「男女共同参画基本計画(第1次)」が策定され、長期的な施策の基本的方向が示されています。

また、平成13年(2001)に「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律(DV防

止法)」が制定され、平成16年(2004)にはその一部が改正されました。

さらに、平成17年(2005)12月には、平成12年に策定した「男女共同参画基本計画」に基づく取り組みを評価・総括し、新しい基本計画「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、平成19年(2007)には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

### 3. 長野県の動き

こうした国の動きを受けて、長野県においても「長野県婦人行動計画(第1次)」(昭和55年～昭和60年)が策定されました。その後「新長野県婦人行動計画(第2次)」(昭和61年～平成2年)、「さわやか信州女性プラン(第3次)」(平成3年～平成7年)、「信州女性プラン21(第4次)」(平成8年～平成12年)と女性行動計画が策定され、平成12年まで男女共同参画社会の実現・形成・女性問題解決のため必要な施策が推進されました。

平成11年(1999)国の男女共同参画社会基本法公布・施行に伴い全国的に男女共同参画に関する基本計画や条例制定が進む中で、長野県でも第4次までの行動計画の結果を踏まえ、男女共同参画計画「パートナーシップながの21」(平成13年～平成17年)が策定され、平成14年(2002)に「長野県男女共同参画社会づくり条例」が策定されました。

また、昭和53年(1978)、官民一体で女性問題解決の推進団体として、関係団体・行政機関等で構成する「長野県婦人問題県民会議」が発足しました。その後「長野県女性問題県民会議」、「長野県男女共同参画推進県民会議」と名称が変更され、女性問題の解決と男女共同参画社会の形成に向けた活動を行っています。

さらに長野県における女性の活躍を推進し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある地域社会を実現するため、国、県、経済団体、労働団体、職域団体、教育機関等で構成する「長野県女性活躍推進会議」が平成28年(2016)5月に設置されました。県内企業・団体における女性の採用、配置・育成、登用等についての現状及び課題の整理や、女性の活躍推進及び働き方改革のための共通のテーマや推進方法等について協議を行っています。そして、平成28年(2016)7月には長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」を開設し、性暴力被害者に対する総合的な支援を関係機関と連携してワンストップで提供しています。

## 4. 小川村の動き

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、国及び県においては、男女共同参画計画の策定が義務付けられ、市町村においては、計画策定の努力義務が課せられました。

小川村では、男女共同参画の推進について、機会を捉えて啓発活動や研修を行うとともに、各種審議会等への女性参画も含め、継続的かつ長期的な取り組みが必要との認識のもとで取り組んできました。

しかしながら、住民、各種団体及び職場等においては、まだまだ男女共同参画についての意識は希薄であるといわざるを得ない状況です。

そこで、「第5次長野県男女共同参画計画」及び「長野県男女共同参画社会づくり条例」との整合性を図りながら、本村の地域特性を考慮し、各種施策を計画的に推進するための指針として、「第2次小川村男女共同参画基本計画」を策定するものです。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

男女共同参画社会の形成を推進し、一人ひとりが輝くために「男女の人権の尊重」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」の3つを基本的視点に「誰もが一人の人間として互いに思いやり、尊敬しあい、協力しあえる心豊かな社会」を「基本理念」に掲げ推進していきます。

#### (1) 男女の人権尊重

男女共同参画社会は、基本的人権の尊重と男女平等の実現を前提としています。しかし、私たちの周りには、歴史的、文化的に形成された性差別が存在し、個人の生き方の幅を狭めていることが指摘されます。すべての人が一人の人間として敬意が払われ、自分の意志で自分らしく生きるための権利を尊重する必要があります。

#### (2) 男女の参画機会の平等

男女共同参画社会を実現するためには、女性が自ら意識と能力を高め、女性を取り巻く課題に気付き、問題を解決する力を身につけていくことが重要です。その上で、政策・方針決定過程への参画等を促進し、政治的・経済的・文化的なあらゆる分野での男女の参画機会の平等を実現していく必要があります。

### (3) 男女の連携（パートナーシップ）の確立

男女共同参画社会を実現するためには、男女相互の理解と人権尊重の上で、家庭・地域・職場等における男女の対等な連携の確立に向けて、行政や企業をはじめ、全ての村民がその実現に努力していく必要があります。

## 2. 計画の期間

令和6年度から令和15年度までの10年間とします。また、社会情勢や村民のニーズの変化に対応する必要がある場合は、見直しを行います。

## 第4章 基本目標及び重点目標

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。しかし、男性が優位に立ち女性がそれに従うべきであるという社会通念は、未だ解消されていません。そのため、家庭や地域などのあらゆる分野で、また、子どもから高齢者までのあらゆる世代で、性別にとらわれず、社会の対等な構成員として、一人ひとりの個性を尊重する意識の改革を行うことが重要です。

また、男女平等についての価値観や意識は幼児期からの家庭・学校・地域における生活や教育のありかたに大きく影響されます。男女共同参画社会の視点にたった意識啓発と教育・学習の充実を目指し、次の課題に取り組みます。

- 重点目標1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実  
施策…・あらゆる分野で男女共同参画を進める意識の向上（全庁）
  - ・男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実・強化（住民福祉課）
  
- 重点目標2 男女共同参画を推進するための教育・学習の推進  
施策…・家庭、地域、学校における教育の推進（住民福祉課・教育委員会）
  - ・幼児期からの男女平等教育の推進（教育委員会）
  - ・性の多様性への理解促進（全庁）

### 基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画は男女共同参画社会の実現に向けた社会システムづくりの根幹をなすものです。そのため政治、職場、地域社会など公的・私的のあらゆる分野への女性の参画を拡大しなければなりません。

そして、安全で快適な地域社会を築いていくためには、男女がともにそれぞれの視点から参画し、価値観を反映させていくことが不可欠です。

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、男女がともに参画する地域づくりを目指し、次の課題に取り組みます。

- 重点目標3 地域社会における男女共同参画の促進  
施策…・男女共同参画による地域活動の促進（全庁）
- 重点目標4 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大  
施策…・政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成（総務課）  
・各種審議会等委員への女性の登用の促進（全庁）

### 基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域における男女共同参画社会の実現

女性にとって、職業生活は出産や育児を理由としてやむを得ず中断せざるを得ない場合が多く、また、高齢化がますます進む中で介護の問題は働く女性にとって負担となり、就業の断念につながっています。働く女性がその能力を高め、十分に発揮できる環境が整備されるとともに、働きながら安心して子供を産むことができる環境をつくることは、女性だけではなく、活力ある社会を形成するためにもきわめて重要な課題です。

職業生活において、働く女性が多様な職場に進出し、その地位を確立できるよう、女性自身の職業能力を一層高めるとともに、家事・育児・介護などの家庭責任を男女がともに担っていかなくてはなりません。男女ともに多様な生き方を可能にし、男女共同参画社会の実現に向けて、職場・家庭・地域において調和のとれた生活をおくり、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる環境づくりに取り組みます。

- 重点目標5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保  
施策…・行政、企業、団体などにおける女性の登用と職域の拡大（総務課・建設経済課）
- 重点目標6 職業生活と家庭生活の両立支援  
施策…・男女の対等な家庭的責任への理解と参画の促進（住民福祉課・教育委員会）

### 基本目標Ⅳ 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

暴力は、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力に対して早急に対応する必要があります。女性に対する暴力は、被害が潜在化しやすく、個人的問題とみなされがちですが、決して個人的な問題ではなく、社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係などの構造的問題に根ざす社会問題であり、社会全体で対応していくことが不可欠です。

近年、配偶者暴力防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第81号）」をはじめ、女性に対する暴力への法・制度上の対応が進んでいます。依然として多くの暴力が潜在化しているとともに、被害者に対する救済・支援体制も十分ではありません。女性に対するあらゆる暴力を許さないという社会的な

認識を徹底させるとともに、被害者に対する救済・支援体制を整備・充実することが必要です。そして、各種制度の周知や広報活動、被害者の支援、女性をサポートする相談支援の充実をはかり、男女がともに人権を尊重する社会づくりに取り組みます。

●重点目標7 女性に対する暴力の防止

施策…・女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの擁護

・DV 被害者への支援（住民福祉課）

セクシャルハラスメント、虐待など性別に起因するあらゆる暴力に対する正しい理解を深めるために県作成の啓発リーフレットを積極配布します。

●重点目標8 女性に対するサポート体制の充実

施策…・相談・支援体制の充実・強化（住民福祉課）

## 基本目標V 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため防災に関する施策・方針決定過程・防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を目指します。

●重点目標9 災害時におけるジェンダー平等への配慮

施策…・災害現場における女性の参画促進（総務課）

・防災施策への男女共同参画の視点の導入（総務課）

・女性消防団員の拡大（総務課）

## 第5章 計画推進のために

この計画を総合的・効果的に推進していくためには、行政はもとより村民、関係機関などが一体となって取り組むことがきわめて重要です。あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直し、関係機関が相互に理解を深めながら施策や事業の推進に取り組んでいく必要があります。

### 1 庁内推進体制の整備

この計画を推進していくためには、庁内の総合的な連携体制が必要です。そのため、研修や講座をとおして、職員の男女共同参画への理解を深め、男女共同参画社会形成の視点に立った施策を推進していきます。

## 2 関係機関・関係団体・地域、村民との連携

国や県などの施策の動向を把握し、村民へ情報を提供していきます。また、国、県の展開する研修や啓発、人材育成などの機会の活用を進めるなど、連携して計画の推進を図ります。

また、男女共同参画社会の実現は、村民一人ひとりが問題意識をもち、その解決に向け身近なところから実践するため、男女共同参画に関する村民活動の推進を図ります。

## 3 情報収集等の充実

男女共同参画の推進のために、国・県や他市町村等から得られた情報や先進的な取り組み事例等の収集を行い、企業・事業所や各種団体などとの協働の推進を図ります。